

学位論文内容の要旨

学位申請者	<p style="text-align: center;"> 杉居 宏枝 【比較社会文化学専攻 平成22年度生】 </p>	要 旨
論文題目	<p style="text-align: center;">明治国家建設とローレンツ・フォン・シュタイン</p>	<p>本論文は、明治国家建設に多大な影響を与えたといわれるドイツの法学者ローレンツ・フォン・シュタインの果たした役割をあらためて多角的に検討したものである。本論文は2部構成で、第1部ではシュタインと日本政府との密接な関係がいかに関築されていくのかを、在欧外交官たちの動向を丁寧に追跡しながら明治政府高官が何故「シュタイン詣で」を行ったのかを明瞭に示した。また第2部では、シュタインの思想・学説が明治国家建設の過程でいかに各分野に受容されていくのかについて、皇室制度、警察行政制度、鉄道敷設という3つの論点を俎上にのせて縦横に論じた。</p> <p>従来の研究では判然としなかったシュタインと伊藤博文との邂逅の具体的過程、シュタインを師と仰ぎ伊藤へと仲介したヨーロッパ駐在外交官のネットワークの存在、等を具体的に解明したことは本論文の大きな功績である。また人口に膾炙している明治憲法制定とシュタインとの関係性は認められず、むしろ他の側面、すなわち皇室制度の確立(皇室典範の制定や宮中洋装の推進)、警察行政機構の整備、あるいは鉄道建設資材調達などがいかに明治国家にとって重要であり、かつそこにシュタインの学説の影響がいかに深く刻まれているかを説得的に析出してみせた。就中皇室典範には、シュタインの私案そのものといっていいほどの影響が見られることを明らかにした点は本論文の白眉といってよい。また、伊藤がなぜ皇室を「国家の基軸」と位置づけ、その制度化に精力的に取り組んだかを、日本の宗教問題、すなわちシュタインらに推奨された国教の代替として、皇室を国民の拠り所にし、一方で信教の自由を認めるという方針の帰結であるとした。そして、従来の研究では、憲法や行政・法典制度の整備について、自由民権運動に対抗せざるを得ない明治政府が国家主義的に推進するという文脈で、すなわち内政の力学から論じられる傾向にあるのに対し、こうした諸制度の整備が明治政府が悲願とする不平等条約改正を前提とした模索・施策であったという外交的視点が強調され、これにシュタインの影響を絡めることで明治国家形成史に一石を投じるものとなっている。</p>
審査委員	<p>(主査) 教授 安成 英樹</p>	
	<p>教授 新井 由紀夫</p>	
	<p>教授 神田 由築</p>	
	<p>教授 岸本 美緒</p>	
	<p>教授 (國學院大學法学部) 坂本 一登</p>	